





毎之

但し、我國、財政之危機、念ヲ生セシメ又ハ之ノ

信用ヲ劣墜セシムルガ如キ事項ハ記事摘出セシ

ニ採中注意相成ス



八社指導

通話先	通話日	受信者名	取扱者印
同盟 銀座五七 至自二二五	月 日 後前 時 四 分	福快	西
朝日 丸ノ内 至自〇〇三	月 日 後前 時 四 分	北野	北
日日 丸ノ内 至自〇〇三	11月 日 後前 時 四 分	山本	若
讀賣 京橋五六 至自一一九〇	月 日 後前 時 四 分	鶴本	平
報知 丸ノ内 至自〇〇三	月 日 後前 時 五 分	杉山	伊
國民 銀座五七 至自五五九〇	月 日 後前 時 五 分	馬場	西
都 銀座五七 至自三〇九一	月 日 後前 時 五 分	杉本	坊
中外 茅場六六 至自一五五三	月 日 後前 時 五 分	勝川	日

やまと (松本) 七月十九日 午後 〇.一五  
 エコノミスト (山石井) " " " " 〇.一七  
 グイヤーモント (赤坂) " " " " 〇.三五  
 正洋行 (山田) " " " " 〇.三五  
 累丸 (下垣) " " " " 〇.四〇

大改の時五分 (阿常)  
 為同。時五十七分 (内田)

管組土時五分 (卯田)  
 管組六十分 (山崎)



圖書課長了

内務



事務官 西村十三年七月十八日午後一時

理事官 大野省之書房伊達了務友



本日当省了於了記音圖之封之在親程度ノ  
内容ヲ表表致ハ系右ノ範圍ヲ於了ハ了了  
掲載差支無之ヲ申出念之至了了了了

記

日報正位眞準備金ノ利用了保本日顧問会  
議了了了了了了了了了了了了了了了了了了  
了了了了了了了了了了了了了了了了了了了  
了了了了了了了了了了了了了了了了了了了  
了了了了了了了了了了了了了了了了了了了  
了了了了了了了了了了了了了了了了了了了



◎正貨準備の現送を承認  
—大藏省顧問會議—

輸出振興策として輸出原料の輸入を圓滑ならしむる爲日銀の正貨準備の一部を割いて現送し、別勘定にするの件につき池田藏商相は十八日大藏大臣官邸に於いて開催の大藏省顧問會議に提議し、各顧問の意向を確かめたる處各顧問に於いても池田藏商相の方針を諒承した。たので池田藏商相は十九日の閣議に正貨準備一部現送の件を附議し、閣議の諒解を得た上閣議散會後大藏大臣談を發表し、豫て懸案の日銀正貨準備現送に關する件を正式發表することゝなつたし

圖書課長  
事務官  
理事官



後 一・三〇ツ



參考



同盟 經濟 第十一號 十三年七月十八日 G

◎最近の金融情勢に就き協議

―大藏省顧問會議―

大藏省顧問會議は十八日午前十時より大藏大臣官邸に於いて開催、郷顧問病氣缺席の外深井、兒玉、結城、各務、賀屋の各顧問出席、北中支に於ける通貨金融問題、最近に於ける我が國の金融状態並に日銀正貨準備の一部を輸出原料品輸入の爲現送するの件に行き各顧問の留意なき意見の交換を爲した結果別項の如く日銀正貨準備の現送に關し時節柄當を得たるものとするに意見一致し十二時十五分散會した。



圖書

課長

事務官 理事官

國境

七月廿六日

事務(室) 事務

事務(室) 事務

事務(室) 事務

東京(八社) 大阪、愛知、福岡各府縣下發行主要日刊

電話指道子安示

上海に向て帰航中、佛人宣教師 シマキノ一ノ

動靜ニ関シテハ同人ノ所在判明スル迄一切新

聞紙ニ掲載セサル様記事編輯上御注意相成

度

(三)







# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日 時	
						天 堂	鈴 鹿	高 田	坂 川	受信者 氏名	
						/	/	洲 濱	若 槻	取扱者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先	
								東京都市遞信局		警電 一〇〇五番	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		內閣情報部		省內電話 五四〇番		通報日 時	
						拓務省警務課		自五、一三九 至五、一三九番		氏名	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		衆議院速記課		銀座 三、八九〇番		取扱者印	
						貴族院委員課		北村 銀座 四、一三一番			



圖書課長

七田木下

事務官

圖書課

東京大阪東京、福見各本場下等  
主要日刊社、討る事法通達案

七月二十六日附記事編輯上注意の申す人

宣教師のヤキノ、勤靜、美々記事ハ、尔今新

消紙、掲載差支無之



手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電 先 話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	七月廿九日 後前 時 分	通 牒 日 時	
						山本	岡田	吉田	田村	受 信 者 氏 名	
						大石	坪内	岸	若槻	取 扱 者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發 信 先		電 話 通 報 先		憲兵司令部		通 報 日 時	
月 日 後前 時 分		發 信 日 時		取 扱 者 印		東京都市遞信局		直通電話又ハ 赤坂三六七番		氏 受 信 者 名	
						內閣情報部		省內電話 五四〇番		取 扱 者 印	
						拓務省警務課		銀座 自五、一三九 至五、一三九番			
						衆議院速記課		銀座 三八九〇番			
						貴族院委員課		北村 銀座 四、一三一 番			

兵庫 (岡本) 三月廿九日 午後十時十分 寄







内務省

八月三日

東京市内八社電流指差あり

関西地方、於ケル水害之因、以テ、記事ノ取

扱ニ当リテハ、時ニ柄刺戟的又ハ誇大ニ亘リ

セル様、記事編輯上、市注、甚相成度

(4)







圖書課長

昭和十三年八月十三日

事務官

理事官

東京八社へ電話指導案

米穀配給機構改革ニ関スル記事中

米穀配給株式會社ノ内容及右會社

ノ行フ台湾米、朝鮮米ノ一手販賣ニ

関スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様

(四一)



農林省 司申 越ノ次第 又 有之 記事

編輯 上 市 注意 相成 度







米穀配給機積貯率之減るに就て中

米穀配給機積貯率之減るに就て中

米穀配給機積貯率之減るに就て中

米穀配給機積貯率之減るに就て中

米穀配給機積貯率之減るに就て中

米穀配給機積貯率之減るに就て中



◇注意！本稿は十三日附朝刊に御使用

下さる

同盟 経済 番外 十三年八月十一日

◎米穀配給機構改革案の全貌

本年の米作は九州、北海道の一部及び外地を除き一様に多雨豪照、稻熱病、螟蟲の發生に加へ關東、阪神地方の水害等から前途樂觀を許さざるものがある、而も事態關係に基く壯年勞働力を補ふ共同作業と起耕の機械化は共に農業經營の粗放化を誘致し化學肥料の昂騰自給肥料の不足と相俟つて毀當り收量の増加は當に一つ望み得ない状態に在る、一方來米は年度の公定最高米價（現在三五圓四〇錢）は政府の物價昂騰抑制方針もさること乍ら確保公定價格の措置、國民主食物の建前からするも絶對に値上げ出來ない振合にあり

續くア



經濟 番外ノ二

有馬農相、周東米穀局長はこの點洵にハツキ  
リしたもので「來年の最高公定米價は絶對に  
引上げない」と明言してゐる、一方最低價  
格は物價參酌値、生産費の上昇から現在の二七  
圓三〇錢に比し少くとも五分以上の値上げは  
免れない状態に在り、有馬農相も「最高價格  
制壓の方針は凡ゆる反對を押切つても堅持す  
るが、最低價格は生産費と物價參酌値を眺み  
合せて價格差の擴大化を來さざるよう相當率  
の引上げを斷行するつもりだ」と断言してゐ  
るぐらゐである、右の如く來米穀年度の最高  
價格は据置、最低價格は昨年十一月以來本年  
十月迄の物價の動向に従つて漸次せり上つて  
來る以上最高、最低の値巾は今年より更に一  
段と縮少するものと見るほかはない



經濟 番外ノ三

そこへもつて來て前述の凶作氣構へと來てゐるのだから現在の米穀蒐荷配給組織を以てしては前述の方針のもと米價の變動を抑制するなど凡そ出來得べくもない、這般の事情を早くも看取した有馬農相は本年六月頃から米穀局に之が對策立案を命じこの程やうやく成案を得るに至つたが何しろ問題の波及するところ重大なるものがあるので農林當局としても頗る慎重な態度を持し先づこの八月下旬に省議に附して詳細検討の上九月中旬米穀新機構調整委員會の特別委員會に附し更に原案を練り直し十月中に同委員會の總會を開催して愈々最後案決定、議會提出といふ段取りになる譯である、特別委員の顔觸れは政府側谷口主計局長、大森民事局長、周東米穀局長、新倉商務局長、民間側は佐藤寛次、松村眞一郎、平田慶吉、千石興太郎、中野金次郎の諸氏である

續くア



先づ米穀局が立案せる米穀新配給機構の解説に入るに先立つて當局がならふ主要なる改革點を擧げてみれば

一 協同組合主義の徹底的強化

一 政府が必要と認められた場合は一切の米は全取聯系統機關を通じて行ひ得るよう産業組合に強力なる員外統制權を附與し、産地仲買人、管外移出商等の營利的取扱を禁止し、極力蒐集組織の簡易化に努めたこと

一 米穀精算取引所の閉鎖、その他一切の投機

的取引の排除

一 米の蒐集、配給の各段階毎において手数料公定化の實を擧ぐることに

一 生活困難なる者に對する二重價格制の採用

一 代理食（麥類）に對する生産販賣統制

以上の如くて洵にわが米穀政策に一大轉換を齎するものである、以下順を追ふて項目毎に解説を進めることにしよう



經濟・番外ノ五

(一) 米穀の蒐集販賣組織

市町村長、農會長、産業組台長、農事實行組合長等をして市町村米穀配給委員會を組織せしめ、こゝで當該市町村内の米の蒐集販賣の計畫を樹立せしめ産組、農會、農事實行組合等の各團體に命令を發せしめる、この命令に強制力をもたせる以下産組といふは全販聯系統機關、農業倉庫のことで全販聯の發達不充分のところでは農會と協力して之に當りそれでも満足な活動が出来ない場合は農事實行組合が代行するといふ順序になる

2. 産組が米穀の販賣統制上必要な場合は員外統制を認め當該區域内の地主及米作農民の凡ての販賣米を一手に無條件委託せしめる

3. 一方政府は國家總動員法に基き産組及同聯合會に對し米穀の貯蔵、加工、販賣に

續くア



經濟 番外ノ六

關し米穀配給統制上必要な命令をなす

4 單位組合の販賣米は全部道府縣聯合會に無條件委託をなし聯合會は同區域内において販賣するものは米穀商組合員に賣渡し管外移出米は凡て全販聯に無條件委託をなす、但し前項の規定に拘らず聯合會が區域内における師團、聯隊、購買組合酒造組合などに賣る場合はこの限りでない、縣聯が米穀組合員に賣る場合は新設さるべき米穀配給會社の經營する正米市場を通じて行ふか隨意契約をなし師團聯隊に對しては隨意契約乃至入札、購買、酒造組合に對しては相對賣買乃至定日入札等の方法によらしめる

5 全販聯の受託米は原則として米穀配給會社の經營による市場を通じて米穀商組合員（廻米問屋、卸商）に賣渡すのだが勿論相對賣買でもい、譯で、その他非營利

續くア



團體に對する賣却は府縣聯合會の場合と同様である

6. 全販聯は出荷米に關し豫め縣聯に月別出荷豫定儀を通告せしめまた全販聯各府縣事務所並に販賣所々在地に於いて販賣するほか必要を認めたる場合は特に産地において全販聯主催の下に定日入札販賣をなすことも出来る(之は産地高乃至は酒米販賣等の特殊の場合)但しこの場合買主の送り先如何によつては農林省の指示に従ひ賣却を拒絶し米穀の地方的偏在を是正する(大正七年の米騒動は全く米穀の地方的偏在に基因してゐたことを想起せよ)

7. 政府は國家總動員法に基き一定の地域内における米穀卸商並に小賣商に對し許可制を実施し各々に組合を組織せしめ組合員をして組合の販賣價格、販路協定等の



統制命令に服せしめる、而して右の販賣協定が不當と認められる場合は政府は變更命令を發する、その他萬一國內における白米の絶對量に不足を來すが如き場合は小賣の販賣數量、販賣先などに關し登録制度を實施する

(二) 米穀統制法の改正

現在政府は米穀統制法第四條の規定により管外移出米及朝鮮、臺灣より内地に移出する米穀の數量を月別に平均的たらしめる爲出廻期（十一月より翌年二月）において米穀の買入をなし出廻期後（八月以降十月）に一定の條件のもとにおいて賣渡をなすことが出来る建前となつてゐるがこれを改正していつなん時でも政府の必要に應じ一定の限度に制約されることなく買入賣却をなし得ることとし米穀市場に對する國家統制力の一段の強化を計る



(三) 生活困窮者に對する二重價格制の採用

之は有馬農相の思ひ付きて「生活に困窮する者には特に安い米を供給しよう」といふのであるが厚生省あたりが手掛けるのなら兎も角農林省としては特別會計制度の關係上之が實現には立法技術の上から厄介な問題を伴ふかも知れない

(四) 農業倉庫網の擴充

農林省では前述の如き米穀配給機關の實質上の國家管理に備へその前提をなす農業倉庫網の積極的擴充を企圖し早くもその前提として九月一日を期し全國一齊に穀物倉庫の調査を開始することゝなつた、後掲調査要綱で明らかなき如く農業、小麥及粳貯蔵、自治管理等の各倉庫を通じて綜合的農業倉庫網の整備完成を企圖するもので政府は之等業者に對し米穀の貯蔵、販賣、加工等に關する米穀配給統制上必要を命令をなし得

續くア



經濟 番外ノ十

ることゝした、穀物調査要綱は左の通りである

一 調査倉庫の範圍

調査倉庫の範圍は左の通りとす

1. 農業倉庫及聯合農業倉庫（藁、砂糖又は木炭の貯蔵のみに使用し且穀物の貯蔵に使用し得ざる倉庫を除く）

2. 穀貯蔵倉庫（米穀貯蔵獎勵規則又は穀貯蔵倉庫建設獎勵要項の獎勵金を受けて建設したる倉庫）

3. 市町村倉庫（市町村米穀貯蔵倉庫建設助成要項の助成金を受けて建設したる倉庫）

但し常時備荒貯蓄のみに使用し居るものを除く

4. 自治管理倉庫（自治管理倉庫建設補助要項の補助金を受けて建設したる倉庫）

5. 集積倉庫（奥山漁村經濟更生特別助成

續くア



規則の助成金を受けて建設したる倉庫)

6. 小麦倉庫(小麦貯蔵倉庫建設助成金を受けて建設したる倉庫)

7. 産業組合の販賣倉庫、農會又は實行組合の倉庫其他農業團體の經營する穀物倉庫(穀物の貯蔵に使用し得る倉庫)

8. 倉庫業者の穀物倉庫(穀物の貯蔵に使用し得る倉庫)

9. 運送業者の穀物倉庫(穀物の貯蔵に使用し得る倉庫)

10. 同業組合又は商業組合の穀物倉庫(穀物の貯蔵に使用し得る倉庫)

一、調査事項

農村及都市に於ける穀物倉庫に付主として左の事項を調査するものとする

1. 倉庫の普及状況

2. 倉庫の規模及構造

3. 倉庫の利用状況



倉庫の利用區域内に於ける穀物の生産  
及販賣狀況

5. 倉庫の不足又は過剩地方の實情

6. 其の他

一、調査方法

本調査は之を地方廳に依頼し米穀事務所  
をして其の管内の調査に協力せしむることとする

一、調査時期及報告期日

本調査の調査時期及其の本省に對する報告期日は次の通りとす

1. 本調査は昭和十三年九月一日現在の實情に付調査すること

2. 地方廳は本調査の結果を九月末日迄に本省に報告すること

(五) 麥類の生産販賣統制

米穀に對する國家統制の強化は他の代用穀物に對する轉換を促進する虞れもあり旁々

續くア



經濟 番外ノ十三

米と對比して一定の振合で價格を抑制する  
必要もあるるので生産、販賣に對し適當な措  
置を加へる

米穀配給會社案

〇、資本金五千萬圓の豫定（政府出資未定）

一、配當年六分に制限

〇、米穀主要集散地に正米市場及各府縣に支  
店開設

〇、米穀に關する倉庫、金融、運送の業務を  
營む

一、市場における取引價格は公定價格の範圍  
内に制限する

社の株を交付買收す

一、政府低利資金の融通を受ける

〇、灣米、朝鮮米の一手移入販賣權を賦與す

〇、出資者及市場員、現在の清算正米取引員  
市場外廻米問屋、臺灣米移入業者、全販

聯

了ア















圖書課長

昭和十三年八月十九日

事務官 甲

理事官



東京（八社）大阪 吾等、物色 右等以下  
考之 之要日刊此、時之 事流指 通事書

執解京畿道警務部、部 檢事 取調

中、女冠 殊 現 報 事 報 量 果 是 案 概 保 應 任

遊 友 社 報 事 件 之 笑 之 記 事、其 分、同 之、新 事

紙、揭 載 七、十、標 記 事 備 攝 上 中 任 意 概 以 上

内 務 省







區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

朝鮮總督府

發信者名

受信年月日時

處分結果

昭和13年8月18日 前1時10分受

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時  
月 日 前後 時 分  
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務

本日新聞通信雜誌等地方所轄道知事ニ対シ左ノ通通牒セリ

記帳濟 (印)

内務省



貴管下各新聞通信雜誌社ニ対シテモ同様御手配ヲ乞フ 尚若掲載

シタル場合ハ移輸入ノ際ハ政府知分ニ附スルコトアルベキニ依リ係ヒテ豫メ

警告ヲ乞フ

記

目下<sup>京</sup>慶畿道警察部ヲ中心ニ検挙取調中ハ蘇聯依領事館

ニ関スル軍機保護法違反事件竝ニ之ニ関聯スル事項ハ一切新聞



通信雜誌專一掲載セザル標量管下各条ヲ責任者ニ警告相成度

内務省



四 一〇四

テウセンソウトクフ

三八

セー一、四八

ケイホキヨクテウ

(ト) (カツ) (カテ) モツカケイキト ウケイサツブ ヲチウシ  
 ンニケンキヨトリシラベ チウノソレンソウリヨウシ カンニカン  
 スルグ ンキホゴ ホウイハンジ ケンナラビ ニコレニカンレン  
 スルジ コウ(ケイ) (シキ)



コ〇五五六







區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電 各殖民地)報		月 日 前後 時 分	

發信者名

朝鮮總督府

受信年月日時

昭和13年8月18日 午前8時5分受

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時  
受信者名  
月 日 前後 時 分  
取扱者印  
電話  
電報

警保局長

圖書課長

事務官 梁

理事官

供覽

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務

本日訖事差止方御依頼より軍機保護法事件ハ當テ

記帳濟 (印)



内務省

其他ニ要影響アルモノト思料セラルニ付  
記事差止ヲ特ニ

御配慮煩度

内容ハ取調完了次第御通報致スベシ



一三 三七三

コウカモン 一一八 コセ、三〇

ケイホキヨクテウ ニカ

親展



(ト)ホンヒキジ サシトメカタゴ イライシタルグ ンキホゴ  
 ホウジ ケンハカツテロコクニセイテウシキセンゴ ヤク一〇  
 ネットウケイジ ヨウソレンソウリヨウジ カンツウヤクトシテサ  
 イキンズルテウセンジ ンキントウカンナルモノコンカイト ウソ  
 ウリヨウジ ノシカキコクニサイシト ウコウセントシタルガシ  
 ヨシユノキミツトウテウホンヲモタラセルケンギ ノウコウナルモ  
 ノアリホンツキ一五ヒケイキト ウケイサツブ ニオイテケンキヨ  
 モツカトリシラベ チウニアリホンケンハシンブ ントウニケイサ



イセラルルトキハタンニソウサジ ヨウシシヨウアルノミナラス  
ジ キヨクガ ラガ イコウソノタニアクエイキヨウアルモノトシ  
リヨウセラルルニツキキシ サシトメカタトクニコ ハイリヨワズ  
ラハシタクナイヨウハトリシラヘ カンリヨウシダ イゴ ツウホ  
ウイタスヘ シ(シキ)



警保局長

圖書課長

事務官

理事官

八井木五

印

東京(八社)大阪青森福見各存具下  
發行主事日刊(北)等此指導(由)定指導

陸海軍外務省<sup>及</sup>現地商會、福見、

(並)之(美)聯

來往(美)之(記)事(八)之(新)聞(紙)揭(載)七(十)

此(樣)記(事)簿(上)而(恒)是(相)成(至)

14  
14



各年事務

本月平大日森口福急 各年陸海外務者

各年及北支事務局長、支那關係人

支那事務局長、支那關係人、支那關係人、支那關係人

400/14







四  
五

圖書課長

事務官

理事官

二日六〇

内務省

東朝、東日、讀賣ニ對スル電話指導案

政亞航空公司所屬旅客機ノ事故ニ関シ太市外務省情報

部又艦隊報道部ヲ著表アリタルカ他方面ヲノ情報

通信等ノ取扱ニ付テハ右著表ノ内容事實ト齟齬ヲ来セ

ハニ様御留意ノ上、記事掲載ニ是等々







内務省

ニエーヨーク洋同盟

(九月六日午前十分至)

五日ニエーヨークに達したA.P.香港電報に依れば独支合併  
政亜航空会社の旅客機は広西省柳州附近の上空に於て  
日本軍飛行機三機の攻撃を受け不時着した旨五日  
政亜航空会社香港事務所に入電があった。  
右旅客機に塔乗の旅客七名並に独乙人操縦士一名は何れ  
も重傷を負ったが機体には機銃の弾痕が見られよと云は  
れよ。

(右ニ対スル回答)

事務官ニ連絡し上 不掲載方回答セリ

高 多念 東朝(北野) 東日(谷辺) 滝亮(門田)  
へモ不掲載方電話し置キタリ。







九月九日

逕信省管船局（林事路官）

逕信省之於十八今日藏省、陸海軍省

ト協議、上今次事要之際、軍事徵備船

、増大之依、近海輸送船舶、不足ヲ補之

之、爲メ外國（主トシテ英國、ノルウエー國）船舶

約三十力屯（並量屯）、備船ヲ許可スルコト、



之目下之計畫中ニアリ

右傭船ハ民間會社（共同傭船團）ヲ結成

セシム（ヲシテ為）サシムモノトシテ傭船ノ割当等ハ

通信省ニ委テ之ヲ為ス

以上外國船舶傭船ノ計畫ヲ報告セシム

ニシテ傭船料ノ引上率ニ依リテ定メ傭



船ヲ為スル得ヤルニ至ルバテ徑多一收修物ノ運送  
ニ支障ヲ來シ延テ、軍事上ニモ影響アリト依  
リ記事差止ヲ依頼セントスル多クナリ

◎ 本件ニ関スル措置

本件ハ事業ノ性質上全般的記事差止ヲ  
為ストキハ却テ送致課ヲ悩サスル虞アリト也



× 通信者、由園情報部ト協議ノ結果、本

報、右取、身証ノ主要口利社ニ付シ、懇請ノ方

法ニ依ルニトシ、本報上ニ載テハ、九月九日午後四時

トテ、由園情報部ニハ、社務部部長ヲ

招致シ、懇請ノ旨ニ、右取、身証ノ旨トシ、

社務部、村高野トシ、同趣旨、懇請ノ旨トシ、







馬場

圖書課長了

事

務官

昭和十五年九月十日

理事官

東京五社(朝日、日日、讀賣)及

北海道二社(北海、新報)へ電話指導案

樺太、半田國境ニ越境、蘇聯人逮捕

ニ関スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載

セザル様記事編輯上御注意相成

度

四七



九月十五日午後四時五十分

榊村吉高(軍機長)一筆(松田)宛

遠浦多之助(解)一、諷尚多之助(左)以因

一、自白(一)

記

一、~~榊~~越境(一)入山、指令(一)榊村吉高

官(一)軍機長(一)榊村吉高(一)榊村吉高(一)榊村吉高



己亥年正月

二 右海島、海に樟木在任、白雲和路  
一 某

某ト同ノ事スルナキ人即セリヤ

三 右海島路、後、九月十九日、二十日、近、  
月五

ムルナキ命セリヤ

以、如、二、年、近、ハ、白、雲、和、路

一 某、之、求、也







區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣 電 各殖民地 報		月 日 前後 時 分	

記帳濟 (印)

發信者名	樺太總	受信年月日時	昭和十三年九月十一日 前 五時 五分 受	處分結果	
受信者名	警保局長	決裁月日時	月 日 時 分 決裁	施行顛末	
	警保局長	返信月日時	月 日 時 分 返信	受信者名	
	圖書課長	取扱者印	月 日 時 分 取扱		
	事務官				
	理事官				
<p>(電報譯文) (電話聽取書)</p> <p>本日午前八時頃管下半田國境ニ越境セル</p> <p>ソ西人一名ヲ逮捕セルモ外謀容疑ノ莫アルニ付キ</p>					

内務省



之ヲ新聞紙ニ掲載スルハ取調上悪影響アルモ以テ  
記事差止手配相成度ニ

(管下ニ於テハ差止中ニ付キ為念)



内務省

昭和十三年九月十一日午後五時受

樺太廳長官電報

(署名)

本日前八時頃、管下半田國境ニ越境セル

朝鮮國人一名ヲ逮捕セルモ外謀容疑ノ点ナ

ルニ付之ヲ新聞ニ掲載スルハ取調上悪影響

アルヲ以テ記事「花止」配相成度(管下ニテハ

花止中ニ付存念)



二一五〇

トヨハラ 五〇三  
コニ、五〇

ケイホキヨクテウ

ウナニカ

急親展

ホンヒゼンハジコロカンサハンダコツキヨウニ紅ツキヨウセ

四、〇  
サ







内務省

圖書課長

理事官 本に姉が偽り、越境

理事官

来たものたと言

午後六時同盗電話

(豊原電話)

(同盗ニ於テハ、  
美控(タリ)

十日未だ樺太國境半田川に越境した露人が

あるので半田川國境警備隊で逮捕取調中

たものも姓名不詳 見三十五歳位の勞働



内務省

者凡の男で日本に姉が居るので越境して  
来たものだと云って居る

尚同人は文盲なる為詳細判別しな



圖書課長

事務官

理事官

昭和十三年九月二日

(陸軍省防務課松村中佐より依頼)

東京八社及大阪、愛知、福岡、  
又主要日刊社、電話指導案

北支、中支聯合委員會、設其組織内

容ニ関スル事項ハ関係当局ヨリ發表

アル迄之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様(陸

軍省ヨリ申越、次第モ有足様聞記)

圖書課長  
昭和十三年九月二日  
松村中佐

四八











保安課長

圖書課長

事務

理事官

官

九月二十日午後六時五分  
陸軍省新編班杉村中佐等  
出

九月二十日附軍事取締了依給部  
杉村中佐

陸軍省新編班杉村中佐等  
由着、出之付

今日、昨日中、海軍取締了  
杉村中佐等

了、昨日中、海軍取締了  
杉村中佐等

杉村中佐



九月五日午後八時

手配票

(参考電話)

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	九月五日午後八時十分	青木	若柳	警電 一〇〇五番	月 日 後前 時 分		
大阪	九月一日午後五時十分	濱口	西村	直通電話又ハ 赤坂三六七番	月 日 後前 時 分		
愛知	九月五日午後八時十分	後藤	大石	省内電話 五四〇番	月 日 後前 時 分		
福岡	九月十七日午後八時十分	内田	野村	銀座 自五二二一三番 至五二二三九番	月 日 後前 時 分		
宮城	九月五日午後五時十分	中村	州濱	銀座 三八九〇番	月 日 後前 時 分		
北海道	九月五日午後五時十分	江村	川	銀座 四一三一番	月 日 後前 時 分		
新潟	九月五日午後八時十分	渡邊	若柳		月 日 後前 時 分		
石川	九月五日午後八時十分	川村	若柳		月 日 後前 時 分		
廣島	九月十七日午後八時十分	森田	若柳		月 日 後前 時 分		
香川	九月五日午後八時十分	宮下	若柳		月 日 後前 時 分		
電 報 手 配				發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
				各殖民地當該官	各廳府縣警察部長		
				貴族院委員課 北村	衆議院速記課 鈴木		
				拓務省警務課	內閣情報部		
				東京都市遞信局	憲兵司令部		



圖書課長

事務官

理事官

昭和二十一年七月五日

陸軍省新設班編少中佐野村連路

東京の北支隊 野村 連路

各主要日報社に對する要約報告書

七月二日附記事編輯上注意を申入る此文

文部省委員會の関する事項に付近々関係當局

より表された旨に付右表表以後の件記事

掲載するべき之に付七月五日當局存

内務省



内務省

福至之翁之會談之事由之付下一切記事  
掲載也之採記事簿上中江之取以在



# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
9月11日 前1時17分	9月20日 前3時20分	9月20日 前2時00分	9月20日 前3時40分	1月11日 前3時10分	9月20日 前3時0分	9月20日 前2時45分	月 日 前3時10分	月 日 前1時1分	9月21日 前2時45分	通牒日時
岡本	岡村	多野	後藤	江村	藤野	日笠	後藤	石原	青木	受信者氏名
4	伊東	1	日下	7	川原	伊東	後藤	日下	若柳	取扱者印
<b>電報手配</b>										
各殖民地當該官			各廳府縣警察部長			發信先			電話通報先	
月 日 後 前 時 分			發信日時			取扱者印			通報日時	
									九月二十日 前二時三十分	
									氏名	
									取扱者印	
									憲兵司令部 警電 一〇〇五番	
									東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	
									內閣情報部 省内電話 五四〇番	
									拓務省警務課 銀座 自五、一三三 至五、一三九番	
									衆議院速記課 銀座 三八九〇番	
									貴族院委員課 銀座 四、一三一 番	



警保局

圖書課長了

九月二十七日

事務官

理事官

長  
内地全般主要日刊社電話指導了案

皇后陛下ニハコノ程来御吉兆ヲ拜シ奉ルヤ、趣報道スル

向アルモ此ノ種ノ御事項ヲ濫リニ報道スルハ不謹慎ノ

嫌アリト思料セラルルヲ以テ當局ヨリ何合ノ發表アル迄新聞

紙・記事掲載セザル様記事編輯上特ニ御留意相成度



内務省

記事取締状況

本年「同盟通信」社が三月六、七日に東京に於て  
 新約新聞社と對し同報等法、以て通信社と  
 事實の如何、及び調査の如何等事  
 發表したる事、三月六日、東京に於て  
 二社、又「極東通信」記事、「極東通信」  
 の如何の事、三月六日、東京に於て











# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	月 日後前 時分	通牒日 時
						野山	町田	官森	市向	受信者 氏名
						南	口島	南	島	取扱者 印
電報手配										
各殖民地當該官			各廳府縣警察部長			發信先			電話通報先	
月 日後前 時分			發信日 時			取扱者印			通報日 時	
						貴族院委員課 村北			憲兵司令部	
						衆議院速記課 木鈴			東京都市遞信局	
						拓務省警務課			內閣情報部	
						銀座 三五、一三九番			赤坂三六七番	
						銀座 三八九〇番			省內電話 五四〇番	
						銀座 四一三一番			警電 一〇〇五番	
						月 日後前 時分			月 日後前 時分	
									氏名	
									取扱者印	







◎長し皇室の彌榮  
御慶事の御吉兆を拜し奉る

皇后陛下には事變勃發以來極めて御多端に涉  
らせ給ふ天皇陛下の御身の廻りの御世話を始め  
め奉り、皇太子殿下、各皇子殿下の御養育等  
に御細々と御心遣ひあらせらるゝ他國母陛下  
として第一線の將兵や銃後民草の上を思台さ  
れ、何かと御多忙な御日常を過させ給ふには  
國民齊しく恭懼感激し申上げてゐるか、畏く  
本陛下にはこの佳報御吉兆を拜し奉り御慶事  
は御年賜養の頃なるやに洩れ承る、陛下には  
御慶事極めて御願請に涉らせられる御由にて  
御近奉仕者一同は心から御慶び申上げてゐる  
が、皇室の慶事陛下萬民を奉けて壽ぎ奉る  
ところである

續く口



社會 第廿八號ノ二

御吉兆の御模様を拜して以來は、長くも特に御健康に御心を用ひさせ給ひ、過日のペル、ポルトガル兩國公使の信任狀捧呈、ペル、經濟文化使節團一行の参内等の際には何れも御見の御事あらせられず、又秋季皇靈祭にも御直拜はなく大奥に御<sup>て</sup>恭々しく御<sup>て</sup>献<sup>て</sup>あらせられたと承はる

后 一〇・四〇

1014



同盟 社会 第四十五號 十三年九月廿六日

◎ 譯んで取消

本日社会第卅八號「畏し皇室の彌榮御慶事の御吉兆を拜し奉る」の記事は内務省圖書課より發表あるまで掲載せざる様との通達がありましたから譯んで全文取消します

前 ○・四○ウ



區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各府縣(電) 各殖民地(電)		月 日 前後 時 分	

福岡縣

發信者名

受信年月日時

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話  
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

參考

電報譯本 (電話聽取書)

皇后陛下御吉兆ニ関スル件報告

(九月ブロック)

記帳濟 (印)



一 福岡縣

福岡日日新聞

九月二十七日附刊(天版)

掲載ス

(印刷部 二十七日台十一分半 — 二十七日台五分半)

一 熊本縣

九州日日新聞

九月二十七日附刊

掲載ス

(印刷部 二十七日台一分半 — 二分半)

同盟通信より、取消ナシ

九州新報

九月二十八日附刊

掲載ス

(印刷部 二十七日台四分半 — 五分)

同盟通信より、取消ナシ

一 鹿児島縣

鹿児島新報

九月二十七日附刊

掲載ス

(印刷部 二十七日台三分半 — 五分)

同盟通信より、取消ナシ

印刷



内務省

鹿児島県 新日新

九月二十七日附号外

掲載ス

(印刷 二十七日付十一号 第一二七〇号 半  
同盟通信ノ取消 二十七日付七号 項受ク  
其旨ハ掲載セズ)

(二十八日附号外ニハ掲載シ居ラズ)

一、宮崎縣

宮崎新報

九月二十七日付刊 掲載ス

(印刷 二十七日付三十一号 四号)  
同盟ノ取消ヲ受ケズ

一、長崎縣

ナシ

一、佐賀縣

ナシ

一、大分縣

ナシ





皇室の侍學事の記事

新  
御  
文  
知

知  
七  
御  
事

大  
御  
事

大  
朝

六  
、  
七  
級

六  
、  
七  
級

七  
級

給

給

給

五

五

五

万

万

万



書課長  
事務官  
理事官

皇后陛下御吉兆・关スル同盟通信、記事掲載(以ニ)

(東北)	北海道	北海タイムス	27期 17,047	28期 18,042	小樽新聞	27期 15,563			
	青森	弘前新聞	28期 13,772		東北タイムス	28期 3975	青森日報	28期 17,664	東奥日報
(奥羽)	岩手	河北新報	27期 18,011						
	福島	ナシ							
(北陸)	新潟	ナシ							
	山形	ナシ							
(北陸)	秋田	秋田魁新報	27期 12,058						
	石川	北国新聞	27期 18,730		北陸毎日新聞	27期 12,956	北陸毎日新聞	27期	
(北陸)	福井	ナシ							
	富山	富山日報	27期 18,678		北陸タイムス	27期 10,749			
(関東)	長野	信濃毎日新聞	27期 26,255						
	東京	報知新聞			中外商業新報		国民新聞		都新聞
(関東)	神奈川	ナシ							
	栃木	ナシ							
(関東)	群馬	ナシ							
	埼玉	ナシ							
(中部)	茨城	ナシ							
	山梨	ナシ							
(中部)	愛知	大阪毎日新聞	27期 27		新愛知	27期	名古屋新聞	27期	{豊橋毎日新聞 28期 28,955 各社 28期 13,361
	三重	伊勢新聞	27期 20,015						
(中部)	静冈	静岡民友新聞	27期 15,926						
	岐阜	岐阜県新聞	28期 4,129		飛田毎日新聞	28期 7,018			
(近畿)	大京	大阪時事新聞	27期 12,210		市民日報	27期 4,219			
	兵庫	ナシ							
(近畿)	和歌山	ナシ							
	奈良	ナシ							
(中国)	滋賀	ナシ							
	廣島	中国新聞	27期 15,913		(松陽新報	28期	福岡毎日新聞山陽号	28期	
(中国)	岡山	中国合同新聞	27期 27,771						
	山梨	関門日日新聞	27期 2,344						
(四国)	鳥取	ナシ							
	島根	ナシ							
(九州)	香取	ナシ							
	徳島	ナシ							
(九州)	愛媛	ナシ							
	高知	高知新聞	27期 27(朝)		土陽新聞	27期	高知日日新聞	27期	
(九州)	福岡	福岡日日新聞	27期						
	佐賀	ナシ							
(九州)	長崎	ナシ							
	大熊	ナシ							
(九州)	鹿兒島	九州日日新聞	27期 27(朝)		九州新聞	28期 27(朝)			
	宮崎	鹿児島朝日新聞	27期 27(朝)		鹿児島新聞	28期 27(朝)			27号外
(九州)	宮崎	宮崎新聞	28期 28(朝)						
	沖縄	ナシ							



圖書課長

手印

事務官



理事官



昭和十五年九月二十九日



各廳府縣主要日刊社電話指導案

閣僚ノ更迭ニ関シテハ時局柄悪影響

アリト思料セラルルヲ以テ之ヲ推知セシム

ルガ如キ事項ト虽一切新聞紙ニ掲載

セザル様記事編輯上注意相成

度



八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 五五三 五五三	至自 三三〇 九一	至自 五五七 五九〇	至自 〇〇六 六五三	至自 一一六 一九〇	至自 〇〇六 三三三	至自 〇〇六 三三三	至自 三三三 三三三	至自 三三三 三三三
月 日 後	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	月 日 後前	九月 二九日 後前	通話日 時
1 時 34 分	1 時 33 分	1 時 32 分	1 時 30 分	1 時 25 分	1 時 28 分	1 時 30 分	1 時 25 分	
勝川	三井	系	杉山	海藤	大塚	宮崎	天野	受信者名
若槻	洲濱	若槻	伊原	若槻	若槻	若槻	若槻	取扱者印



# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先					
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒 先 日 時					
丸岡	岡村	佐藤	野口	石川	中村	日野	北川	堀川	林山	受信者 氏名					
〃	伊東	日高	〃	〃	洲廣	大丸	吃也	日高	若柳	取扱者 印					
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電話通報先		憲兵司令部		東京都市遞信局	內閣情報部	拓務省警務課	衆議院速記課	貴族院委員課	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		警電 一〇〇五番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		省內電話 五四〇番		銀座 三五、一三三番 至五、一三九番		銀座 三八九〇番	
月 日 後前 時 分		發信日 時		取扱者印		警電 一〇〇五番		九月九日 後前 時 分		九月九日 後前 時 分		九月九日 後前 時 分		九月九日 後前 時 分	
		取扱者印		取扱者印		傳		日下		玉垣		吉吉		若柳	
		取扱者印		取扱者印		傳		吃也		日高		若柳		若柳	

九月二十九日



圖書課長

事務官

理事官

九月二十九日

各片齊具主要日刊社電話通達案

本日記事編輯上注意方申入候閑僚

更迭ニ关スル件ハ明三十日午前零時以後

記事掲載載差支無之



# 手配票

電 牒 先 話	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	9月29日 前9時40分	富内	若槻	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	月 日 前10時 分	松久保	松久保
大阪	9月29日 前9時40分	阪藤	日守	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	月 日 前9時 分	小川	
愛知	九月九日 前九時 分	北川	吃也	内閣情報部 省内電話 五四〇番	月 日 前9時 25分	西垣	
福岡	9月29日 前10時 10分	山本	年彦	拓務省警務課 銀座 自五、一三三番 至五、一三九番	月 日 前10時 20分	高田	高田
宮城	月 日 前 時 分	佐々木	琳濱	衆議院速記課 銀座 三八九〇番	月 日 前 時 分		
北海道	9月29日 前10時 40分	中西	芳彦	貴族院委員課 銀座 四、一三三番	月 日 前 時 分		
新潟	9月29日 前9時 15分	沼田	日守	電 報 手 配			
石川	9月29日 前9時 15分	川村	時法				
廣島	9月29日 前10時 25分	岡村	伊藤				
香川	9月29日 前9時 55分	丸岡	伊藤				
				發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
				各殖民地當該官	月 日 前 時 分		
				各廳府縣警察部長			

陸軍省中隊 10.20 若槻



八社

指導

通話先

通話日

時

受信者名

取扱者印

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟
至自 五五三 五五三	至自 三三三 〇〇九	至自 三三三 五五〇	至自 〇〇〇 六六一	至自 一一一 一九〇	至自 〇〇〇 三三三	至自 〇〇〇 三三三	至自 三三三 三三三
9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前	9月 29日 後前
9時 30分	9時	9時 30分	9時 25分	9時 30分	9時 27分	9時 37分	9時 26分
澤山	中山	高島	山田	船田	大塚	安井	松植
甲高	浜渡	若槻	伊原	手塚	若槻	堀	堀



中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五 五三 三一	至自 三三 〇〇 九一	至自 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六三 一一	至自 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 三三 三三 三三 一一	話先
月 日 後	月 日 後	月 日 後	月 日 後	月 日 後	月 日 後	月 日 後	九月九日 後	通話日
〇時 〇分	9時 57分	9時 45分	9時 54分	9時 52分	9時 42分	9時 51分	9時 50分	時
阿部	中山	高島	山辺	麻生	大塚	安井	松植	受信者名
〃	〃	〃	〃	〃	若松	塔也		取扱者印

八社指導

注意の事項あり



同盟通信經由

熊	高	長	福	下	神	大	廣	岡	京	名
本	松	崎	岡	関	戸	阪	島	山	都	古
										屋
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	午
一〇、二〇	一〇、〇八	一〇、一五	九、五〇	一〇、〇七	一〇、〇七	一〇、〇〇	九、五五	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
(上杉)	(小倉)	(大川)	(山本)	(岡本)	(福原)	(白水)	(谷岡)	(倉田)	(北川)	

以上直通

月 務 省



X

高知  
山

午後一〇・〇〇

(藤崎)

4 一〇・一〇

(4葉)

佐賀

11 一〇・三〇

(横尾)

唐見島

11 一〇・五〇

(佐々木)

宮崎

11 一〇・一〇

(荒武)

大分

11 一〇・四五

(河野)

省



五  
〇

書課長

事務官

理事官

記事 不瑞 裁 回答

君 澤 下

内務省

読書堂の社同出 十日六午お十時

吾のロンドン昔が社特電

拙意 高良の節の心得を 情報に与ゆは

ヒットラー 強 統 治 は 亦、 濠 州 以 外 界 を

待て 英 軍 に 接近 する 若し 何れ 亦 其 國 に

も 何れ とも して 何れ 亦 事 者 調 査 〇 〇 能

